

第77号議案 平成30年度長崎市一般会計補正予算（第2号）

目 次

	説明書 記載頁
1 事務費 社会福祉総務費事務費（3.1.1）・・・・・・・・・・ P1	（P24～25）
2 【補助】障害者福祉施設整備事業費補助金（3.1.2） 共同生活援助事業所・・・・・・・・・・ P7	（P24～25）



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	1-1	事務費 社会福祉総務費事務費	千円 2,044

1 概 要

本年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、市有施設のブロック塀等の安全点検を実施した。

その結果、外観での建築基準法の適・不適及び劣化の状況を踏まえ、対応方針に基づいて改修又は撤去等の対策を講じる。

2 事業内容

(1)点検を行った施設数(2施設・2か所)

(2)ブロック塀等の改修等を行う施設(2施設・2か所)

施設名	事業費(千円)	施工内容
長崎市シルバー人材センター (※1)	432	ブロック塀の撤去、目隠しフェンス(延長6m)の設置
長崎市社会福祉会館 (※2)	1,612	ブロック塀の撤去、金網フェンス(延長31m)の設置
合 計	2,044	

※1 ブロック塀の高さが1.2mを超えている(1.59m)が、控え壁がない。

※2 控え壁はあるが、突出が20cmであり、突出が不足(35.2cm【塀の高さ176cm×1/5】以上必要)している。

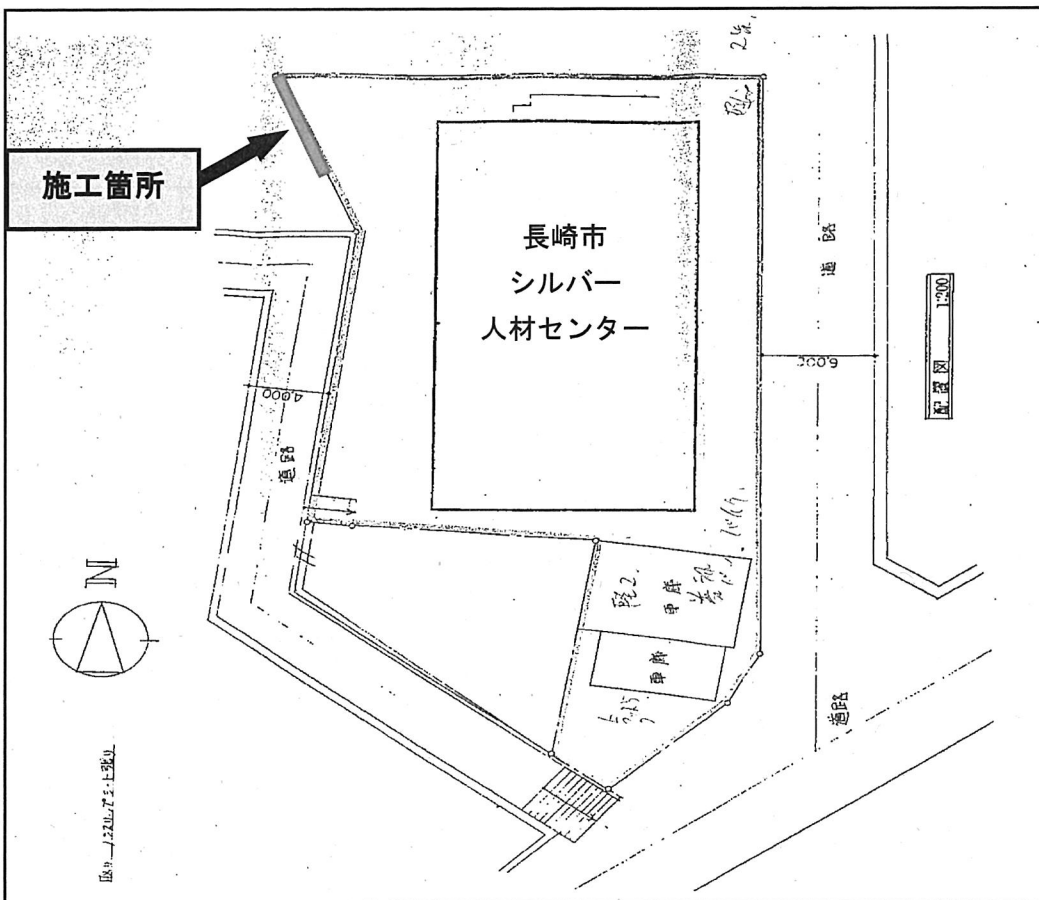
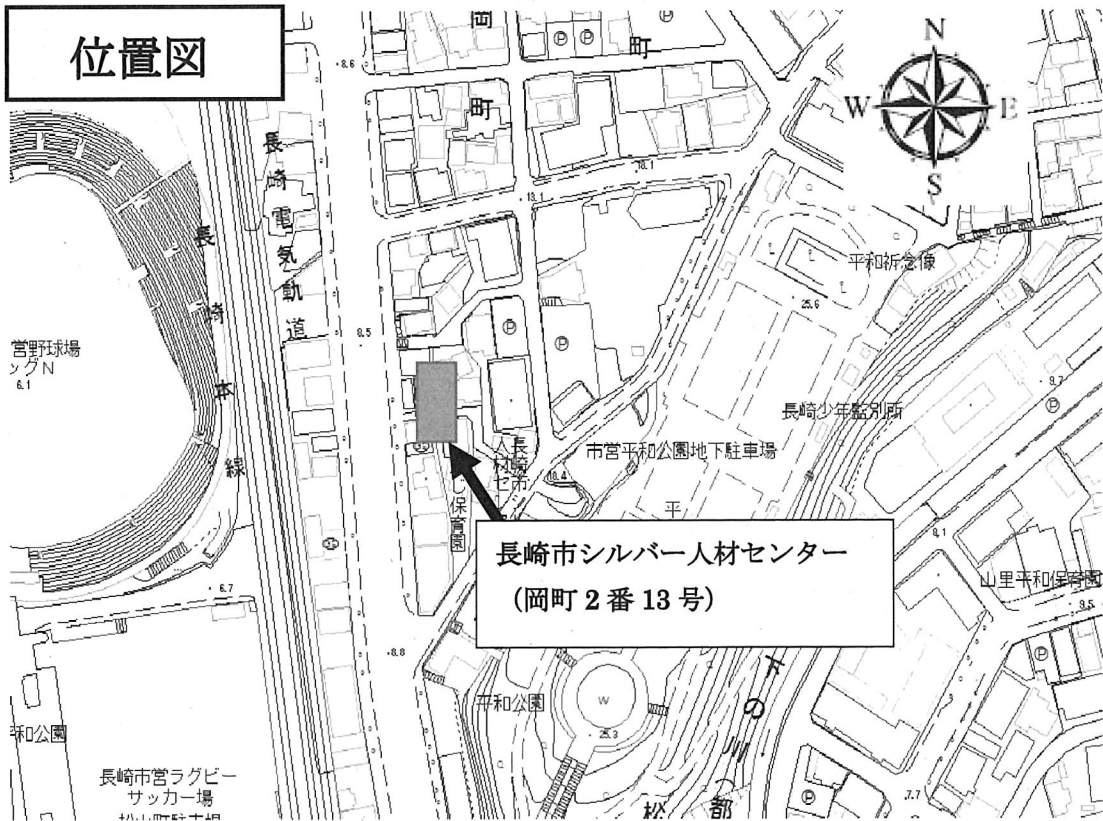
3 財源内訳

事 業 費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源※
千円 2,044	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 2,044

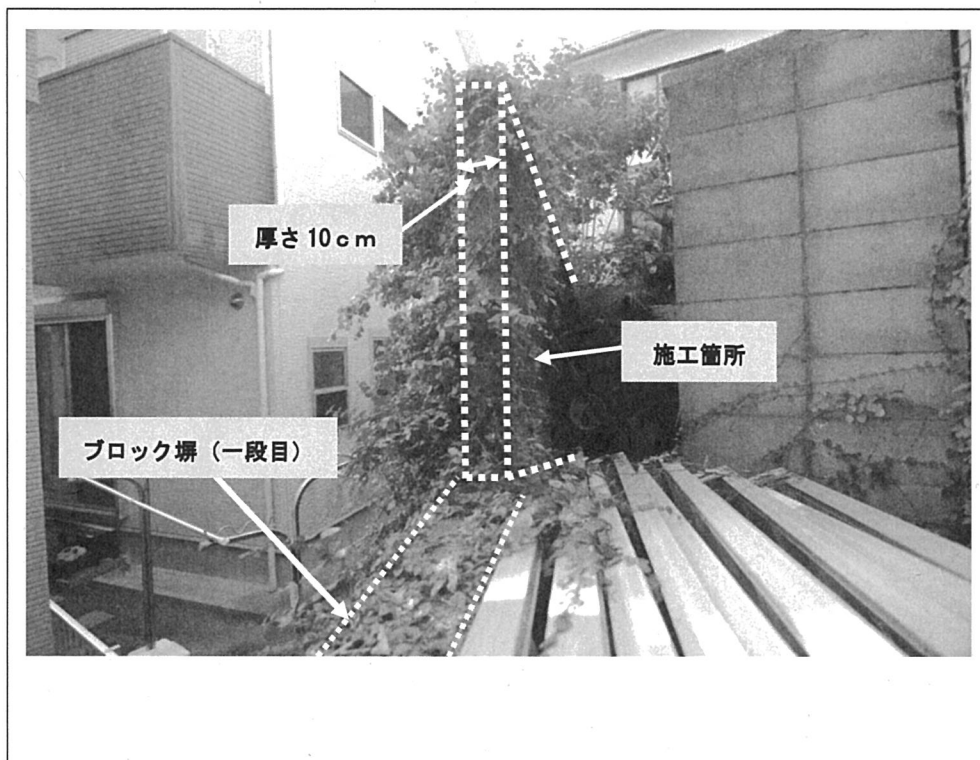
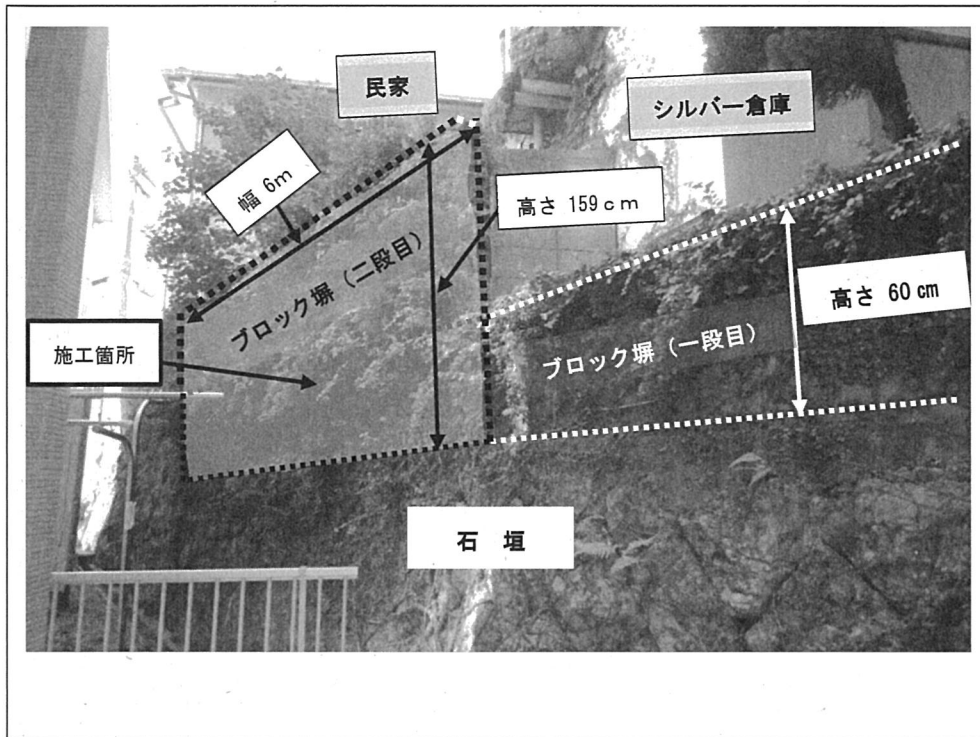
※ 一般財源について「財政調整基金」を充当する。

4 位置図等

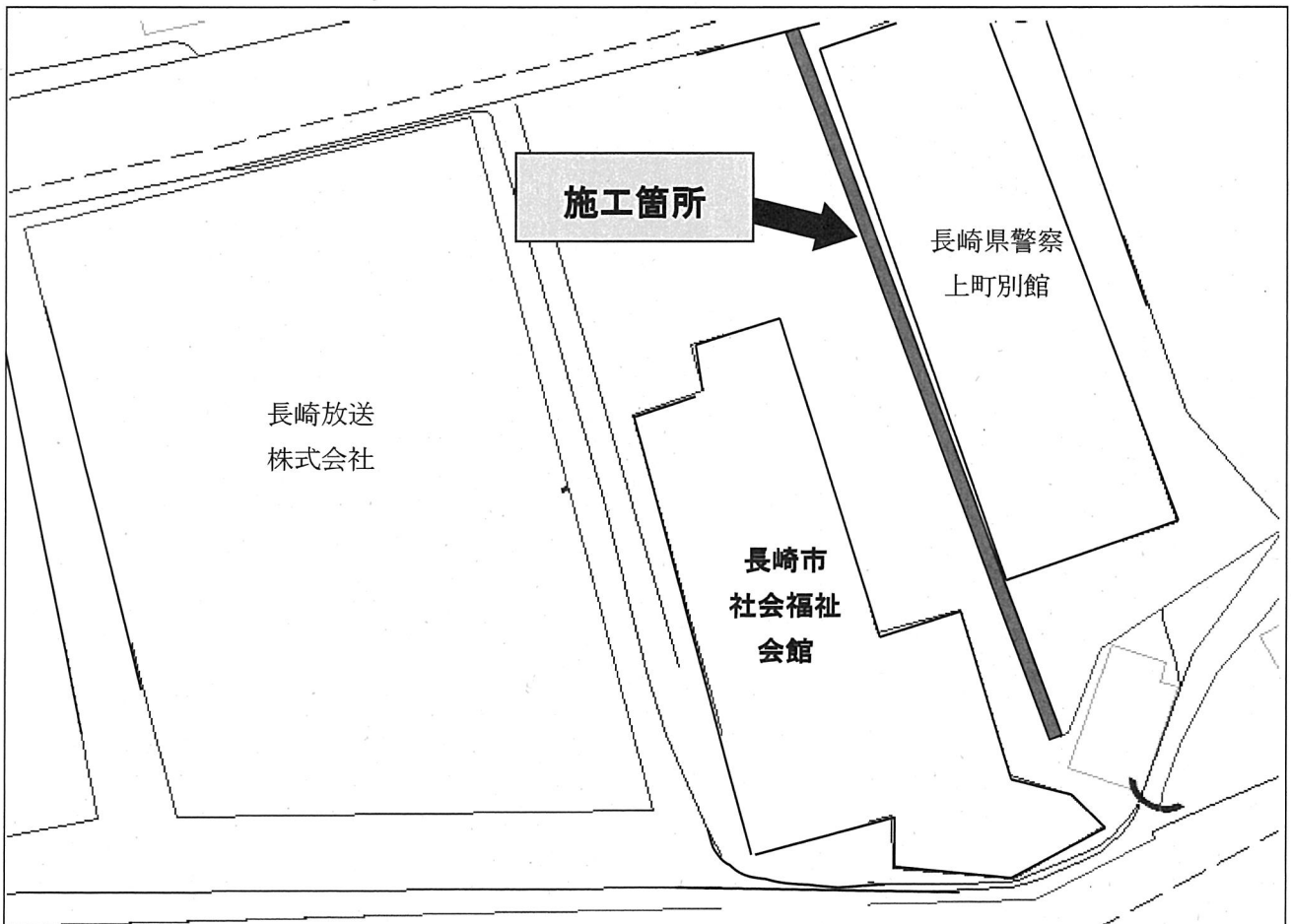
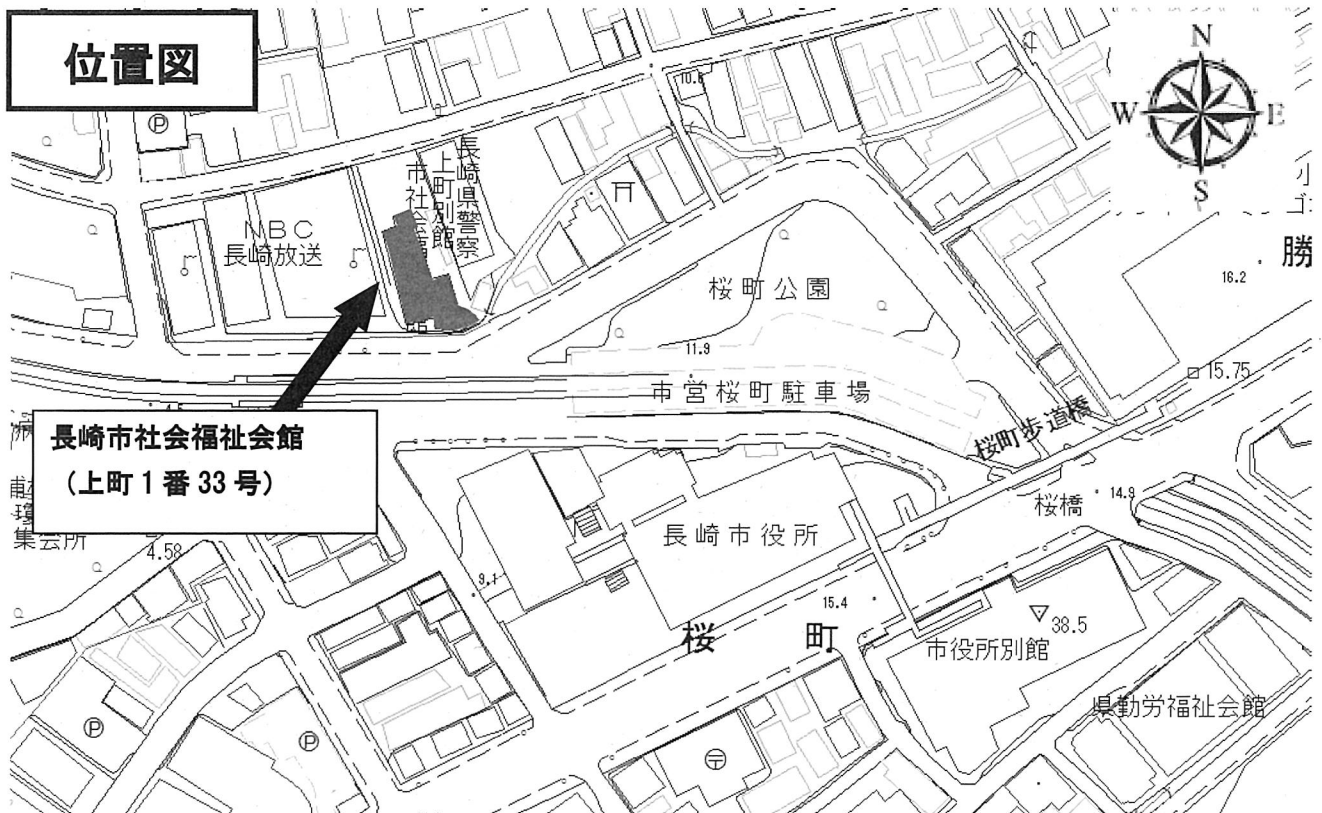
(1)長崎市シルバー人材センター



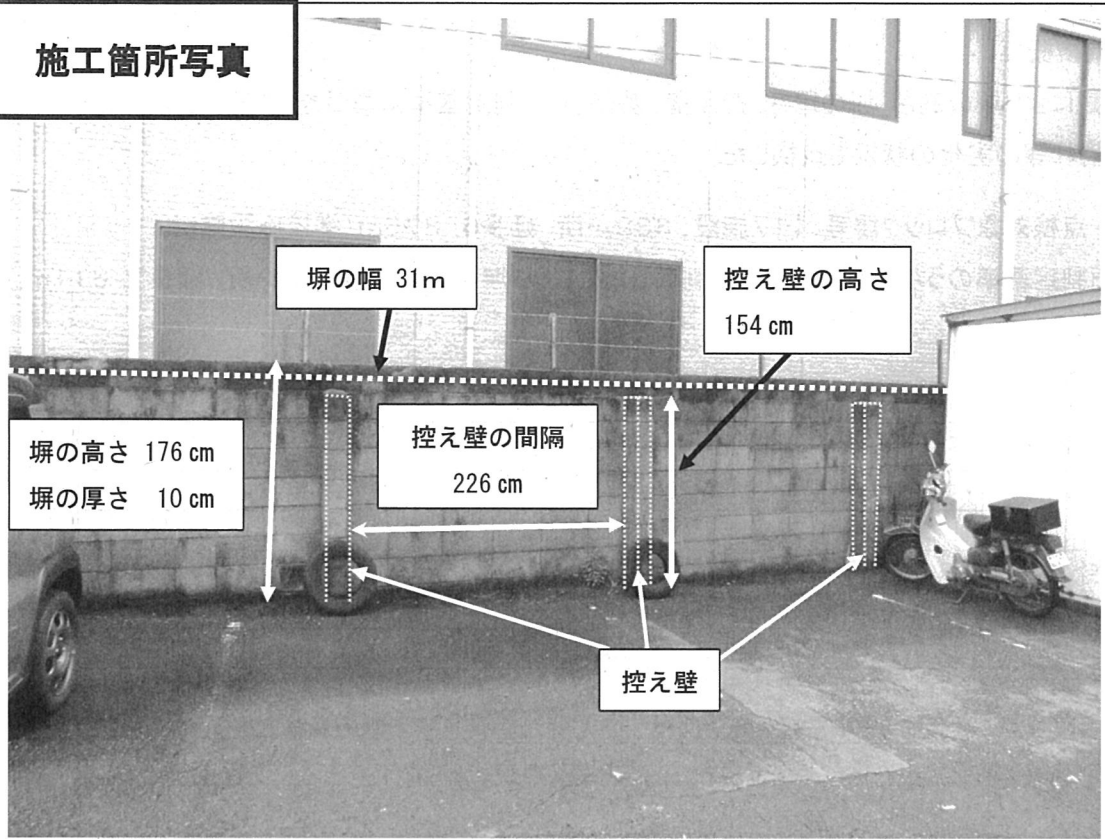
施工箇所写真



(2) 長崎市社会福社会館



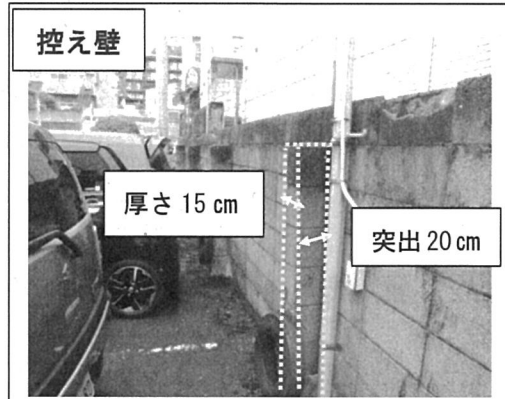
施工箇所写真



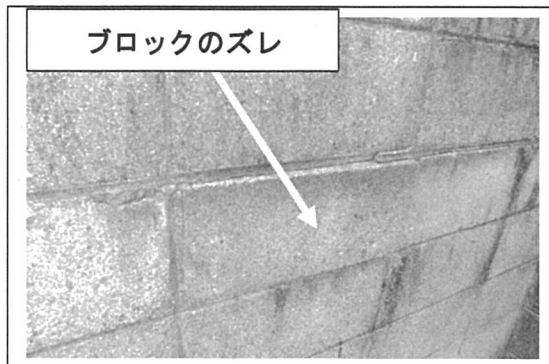
ブロックの破損



控え壁



ブロックのズレ



参考

○ 点検概要と判定基準

(1) 点検概要

外観により塀の高さ、塀の厚さ、控え壁、基礎を(2)判定基準に基づき点検し、また、傾き、ひび割れ等の劣化の状況も点検した。

- ・点検対象ブロック塀等：117施設、338か所、延長6,375m(学校施設除く)
- ・判定基準のうち外観で不適合と判断したブロック塀等：32施設、59か所、延長1,311m

(2) 判定基準

建築基準法による判定基準	
塀の高さ	・ブロック塀 2.2m以下
	・レンガ塀 1.2m以下
厚さ	・ブロック塀 15cm以上 (高さ2m以下の塀は、10cm以上)
	・レンガ塀 塀の高さの 1/10 以上
控え壁	・ブロック塀 高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。高さの 1/5 以上の突出が必要
	・レンガ塀 控え壁が必要(塀の厚さが、塀の高さの 1/10 の 1.5 倍以上ある場合を除く)。間隔は 4m以下ごとに設置。壁の厚さの 1.5 倍以上の突出が必要
基礎	・ブロック塀 基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈が 35cm以上の基礎が必要。根入れの深さは 30cm以上
	・レンガ塀 基礎が必要。根入れの深さは 20cm以上
鉄筋	・ブロック塀 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部はかぎ掛けが必要

○ 対応方針

(1) 判定基準のうち外観で不適合と判断したブロック塀等

- ・劣化が進んでいるもの ⇒ 改修又は撤去
- ・劣化が進んでいないもの ⇒ 構造調査(鉄筋の有無、基礎形状の調査)

(2) 判定基準のうち外観で不適合と判断できないブロック塀等

- ・劣化が進んでいるもの ⇒ 改修

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	3 民生費	1 社会福祉費	2 障害者福祉費	1-1	【補助】障害者福祉施設整備 事業費補助金 共同生活援助事業所	千円 35,100

1 概 要

長崎市障害福祉計画において、障害者の地域生活への移行を促進している中、その受け皿となる共同生活援助事業所(グループホーム)の充実を図るため、社会福祉法人が行う施設整備に対し、助成を行う。

2 事業内容

共同生活援助事業所(短期入所事業所併設)の創設

(1) 対象施設概要

ア 法 人 名 社会福祉法人 青空会

イ 施 設 名 (仮称)グループホームまんてん(長崎市川平町1132番26)

ウ 施 設 種 別 (ア)共同生活援助 主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の必要な援助を行う。

(イ)短 期 入 所 居宅で介護する人が病気の場合などに、障害者を短期間入所させ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。

エ 定 員 10名(共同生活援助 8名、短期入所 2名)

(2) 整備概要

ア 構 造 木造平屋建て

イ 延床面積 244.95㎡

ウ 開所予定日 平成31年4月1日

3 財源内訳

総事業費 ①	予算計上額 ②	財源内訳				事業者 負担額 ①-②
		国庫支出金 ※1	県支出金	地方債 ※2	一般財源	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
62,904	35,100	23,400	-	9,300	2,400	27,804

※1 国庫支出金=②×国庫補助率2/3(社会福祉施設等施設整備費国庫補助金)

※2 起債充当率=市負担分の80%(社会福祉施設整備事業債)

4 役員名簿

法人名 社会福祉法人 青空会

役職名	氏名	職業等
理事長	宮嶋 健一	法人理事長
理事	吉富 博久	別法人理事長
理事	岩永 忠康	大学教授
理事	吉岡 健仁	別法人事業所施設長
理事	當山 みずえ	無職
理事	柴原 誠一郎	病院副院長
監事	内田 延佳	税理士
監事	田浦 稔	別法人理事長

5 位置図



6 建設地写真
(南側から撮影)



(西側から撮影)

